福井乃蝋燭考

859
100

国立国会図書館　タイトル『福井蝋燭』 請求記号 859-100

ガラス使用

○福井蝋燭

筒ゲの蝋燭ハ福井の名産ニ
蝋燭のごとく本朝古来より
文禄三年甲午歳七月二十
日ニ帰朝セシ其比博多官石田木工頭政澄ニテ有シ故参者
トシテ秀吉公ヘ金蝋燭千挺
礼申上即日御機嫌ニ
[illegible]

[illegible]
[illegible]
[illegible]

859-100

○福井蝋燭

筒ぐみの蝋燭ハ福井の名産なり。

蝋燭のことを本朝世事談綺正誤ニ文禄年中までは日本に蝋燭なし。助左衛門が献ずる所のものうるくに倣ふ。

これを製ふ。瓊鑑中ニ泉州堺津納屋助左衛門トイヘシ町人小琉球呂宋へ天正初夏ニ渡ル。文禄三年甲午歳七月二十日ニ帰朝セシ其比堺代官石田木工頭政澄ニテ有シ故奏者トシテ秀吉公へ傘蝋燭千挺活露香二足上ケ奉リ。御礼申上。即真壷五十御目ニ懸シカバ特ノ外御機嫌ニテ云云。

太閤記十二ニ小田原責ヲ叙シテ夜は桃灯の光鐵炮許火ニ五月の闇は名のミにて記セシ天正十八年ニテ

帝室圖書之印

国立国会図書館　タイトル『福井蝋燭』　請求記号 859-100

ガラス使用

まるこの事〔泉州志〕一ならんも
蝋を採るもの凡五種あり〔漆樹〕〔荏桐〕〔榛〕〔ダマノ木〕〔烏臼木〕
まるこ女貞木よりも取るこ〔本草〕にあり
〔本草綱目〕巻三十六曰〔女貞之條〕云〔時珍曰〕今人不〔知女貞〕
但〔呼〕為〔蠟樹〕立夏前後取〔蠟虫〕之種子〔裹置〕枝上半月
其虫化出延〔緑枝上〕造成白〔蠟〕民間大獲〔利〕
〔廣群芳譜〕巻之七十九〔木譜十二〕女貞之條に〔取蠟の法〕
をつぎの如くに出せり事長ければもらす
〔雍州府志〕云〔黄白の蜜〕壺の底に凝滞するものを取
て〔蠟〕とす
〔雍州府志〕巻之七〔土産門〕曰〔取〕〔起〕〔黄白蜜之凝〕〔滞〕壺
底者〔再煉為蠟燭〕云云
唐らそくは〔真〕に鼓を用るがごとく折こして立消
のあるものあり〔本〕朝の人これを考へ〔燈心〕を巻て真と
すこるこ上品なりもつぱら〔重用〕する所の松
明を常ある夜も用ひこり年中行事を書たるもち
この繪よ大晦日のけこきの所よ掛取の帳を持た
る人よ松明を持せこり今是をおもよ不自由なも

国立国会図書館　タイトル『福井蝋燭』　請求記号 859-100
ガラス使用

又不用心のさにこそ有り難き世とぞなりぬ

つれづれ草十九段曰つごもりの夜いたう暗きに松どもともして夜半すぐるまで人の門たたきて

徹書記集曰夜歳暮懐旧

ともにくれる年の少なをそうんずる

玄峯集曰伏見鐘木町炬松ふつつと野邉を行ぬけ

こうもりの古風あるべし

後の物まあらじ

蝋燭

七國志よ公五吾殿最後の事を叙〳〵新三郎ハ居ヲ

ザルカ家ニ火ヲカケヨト宣ヘドモ新三郎モ来ラザレバ自ラ

義景蝋燭ヲ取テ彼方此方ニ火ヲサシ玉フト出セルハ天正

元年ナリ

後太平記三十一よ八月廿八日（百六代天文五）ノ初更ニ宮川甲斐守

柿並小平太尾和兵庫次江良丹後守追手搦手操合

セ其勢七千餘騎挑灯雲火ヲ相圖トシテ法泉寺ノ馬

場へ推寄タリ

實悟記（百七代天正八年三月二日實悟八十九歳書之）よ正月ノ修正七箇日彼岸七

国立国会図書館　タイトル『福井蝋燭』　請求記号 859-100

ガラス使用

續憲仁後記五に
細川右京太夫晴

元亭御成へ方家向新将軍家
事を叙する條に

飯尾越前守御蝋
燭奉行とあり矣

文十七年七月十
八日訖とあり

箇日ノ本尊ノ御前ノ蝋燭ノトボサレ候事證如ノ御代
ヨリ始リ候哉是又尤ノ御事ト申候

證如上人百五代
永正十三年ニ生レ大文五年二品親王ニ叙シ二十三年寂

眞盛上人往生傳記上ニ

本尊拳向ノ御前ニ上人見之可置香爐宣ハ則奉置之
然者燈明蝋燭雙光花香燒雜匂可謂三尊
來迎上人宣嗚呼難有
所任大台臨終行儀也然者四十八箇燈明教挺蝋燭
大小香爐火并數千人坐列

道俗男女異口同音叫喚哀哭云柔和顏慈悲質又何
世可奉拜仰大伏地奉惜名殘事哀言陳也贊調聲
元應寺英鎮 鈸 安養寺真智 灑水 行永幡役者
四人盛嵐 眞圓 三衣一鉢二人盛舜 眞舜 二具足盛連 盛安
盛隆 盛音 盛得
桃燈二人眞乾 眞尊 御位牌上人御舍弟盛善坊 鉦鼓盛品
念佛調聲并回向眞生 御廚八人 眞蓮 眞棄 眞定 眞林
眞增 盛永 盛範 盛堪
總而徒弟僧尼三百餘人
この眞盛上人の遷化せられは明應四年二月卅
日なり

百四代

国立国会図書館　タイトル『福井蝋燭』　請求記号 859-100
ガラス使用

太平記三笠置軍の條ゟ引陶小宮山夜討の下にしら
〳〵と本堂へ上りて見れバ皇居と覺て蝋燭
あまた所ゟともせ〳〵振鈴の聲かすかなりとゝる
は元弘元年九月のことなり
親鸞聖人繪傳ゟ三具足あり
百練抄十四ゟ廿七日庚申天福元年三月已刻許洛中物
念也攝政教實自去月下旬不例雖有祈療治無効驗
氣秉燭之程危急及曉更薨去年廿六
十三代要記ゟ二ゟ康平元年二月廿三日省紙類ゟ偶
燭施明
小右記ゟ云ゟ今年寛仁五月廿四日罷歸本國之間遺逆
風秉者依有大疑林不固令訊問者廿九日參內秉燭後
左中弁経通下給大宰府言上筑前國壹岐對馬等
島人牛馬為刀伊人被殺害并被追取解又勲功者注
申事又麥々合戰狀勘問刀伊人及此度流来未行達
箏文
宇多天皇實録民部卿法印道春撰ゟ陰陽寮設獻法之調度立
於御前入承明門童女二人出自紫宸殿東頭於庭中

大東世語四曰
黄門涼顯基受寛仁帝後一恩眷晏駕初暝在省中怪梓宮燭進頗遲問之或曰女侍輩未皆已給事新帝宮内無供者尓黄門深悲人情變移即日落飾遁于深山

盛長私記四十七ゟ定景公曉を誘ふて義時の亭に向ひしより義時出ん道を見うる安康次郎忠家燭を取等ゟふ
ゟ八兼之元年四月廿七日あり

国立国会図書館　タイトル『福井蝋燭』　請求記号 859-100
ガラス使用

取彼寮所設物一人乗燭立於御輿前歩登紫宸殿
ふたつへる燭の台まて徹すへし
〔今〕義解一主殿寮曰油火為燈蝋火為燭とあれは燭は
蝋燭ともて論無し
〔和名抄〕十二燈火部十九○燈燭
四聲字苑云器照曰燈音燈又音属燭音属和名並
度毛師比
野王按燈燭蘭膏所燃之火也○蝋燭
〔唐式〕云少府監毎年供蝋燭七十挺○紙燭
雑題有紙燭詩紙燭俗音之曾反
皇國は蝋燭の古

有しことは疑ふへくもあらす
松ともせ〳〵ともよ〔百練鈔〕
法性寺依御方違也禪定太閤有参拝右中弁高嗣
朝臣兼松明有勧賞等
廿六日丁丑仁治三年二月入夜入道殿下有御参内前駈一人
右馬権頭兼康坊官二人親寛法眼泰舜法眼取松明僧綱一人殿上人一
人経定朝臣在御共衛府長兼友被召具之
建久五年四月十八日賀茂祭使不向列見自西洞院打出希代也黄
昏之後不取松明見物者不知其色云云

国立国会図書館　タイトル『福井蝋燭』　請求記号 859-100
ガラス使用

増鏡十三さしくしほ前驅廿人ついまつとぼして御車
の左右よさそふ
書抄よりうら松ともせしことのあれどもて蝋燭の夢
りしに證とあらばれ涼平盛衰記よ頼光少夜深方ノ
事ナレハ幽ナル燭ノ影ヨリ長七尺許ナル法師スルヽト歩ミ寄
テ縄ヲサハキテ頼光ニ附ントス古書籍中
蝋燭を用しことの見えざるを按摩ヨ遣あらば
晒蝋燭ハ八十年許以前より製せし物あり晒蝋の法を
發明せし人ハ越前大野郡折立村鳥居平左衛門あり
大坂にて此法をそしめて弘め加賀ノ小松ヨ傳へ恒ヨは
福井片山平三郎ヨ住しにて晒法を講ぜる七十有餘齢にて
死せ折立称名寺社鬼藉に釋立音弘化二年七月二十六日
大野郡味見村
平左衛門父ヨ記せり

国立国会図書館　タイトル『福井蝋燭』　請求記号 859-100
ガラス使用

859
100

国立国会図書館　タイトル『福井蝋燭』 請求記号 859-100

ガラス使用

国立国会図書館　　タイトル『福井蝋燭』　請求記号 859-100

ガラス使用